



訴 状

令和3年(2021年)8月12日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金441万円

貼用印紙額 金2万8000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告田中義幸は、原告に対し、金225万円及びこれに対する本訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告熊谷操は、原告に対し、金144万円及びこれに対する本訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 被告熊谷孝志は、原告に対し、金72万円及びこれに対する本訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成21年3
月25日、阿智村長により認可を受けた地縁による団体である（甲1・認可
証明書）。

原告が行う地域的な共同活動の中には、上下水道、生活用水、農業用水の
管理が揚げられており（甲1）、原告が法人として認可される以前に園原部落
として行われた地域的な共同活動における権利・義務及び会計を全て継承し
た。

- (2) 被告らは、原告の構成員であるところ、後記のとおり、阿智村から原告に
返還された水道代金を原告に全額引渡さずに、横領した者である。

2 園原水道の沿革と阿智村による水道代返還の経緯

- (1) 下伊那郡阿智村智里内の園原部落においては、かつて部落の構成員全員が
設置した水道設備が存在したが、昭和47年に中央自動車道恵那山トンネル
掘削工事により水源が枯渇してしまったため、日本道路公団は、園原部落に
対し、その補償として、新たな水源を確保し、水道管その他の設備を布設す
る工事を実施した。

この工事により、設置された水道設備が現在の園原水道（以下、「園原水道」という）である。

- (2) 昭和60年に阿智村が全村水道化を実施した際、園原水道は、~~阿智村の所有となり~~、各戸に水道メーターが設置されて阿智村の一元的管理の下に置かれることとなった。

そのため、園原水道の各戸の水道料金は一旦村に徴集されることになったが、園原水道は、もともと村が設置したものではなく、園原部落の物であったことから、村から園原部落に水道料金が全額返還されることが阿智村と園原部落との間で合意された。

- (3) 上記合意に基づき、昭和60年度以降、阿智村から園原部落に対し、水道代の返還がなされてきたところ、その金額及び受領者が不明であった。

ところが、平成31年3月開催の定例議会の質問のために当時の村議会議員であった吉川優が阿智村当局から開示させた「園原簡易水道維持管理委託」と題する書面により判明した（甲2）。

- (4)ア 上記書面（甲2）によれば、昭和60年度以降平成29年度の間、毎年施設管理費及び昭和60年度、平成28・29年度を除いて毎年補償費との名目で、例年ほぼ52万5000円の金額が支払われた。

イ また、受領者については、昭和60年度から平成15年度までの間は不明であるが、平成16年度から平成22年度の間（7年間）は被告田中義幸（なお、平成16年から平成20年度の間は、振込み口座や歳出データがなく不明とのことであるが、平成16年度から平成22年度の間は委託契約者の名義が園原簡易水道組合田中義幸であり、また、平成21・22年度の振込口座の名義人が田中義幸であることから、平成16年度から平成20年度の間も受領者は被告田中義幸であると推測される）、平成23年度から平成26年度の間（4年間）は被告熊谷操、平成27年度は園原部落、平成28・29年度は被告熊谷孝志である。

3 被告らの横領

- (1) 被告らは、阿智村から園原部落に支払われた水道代返還金を下記のとおり受領した。

記

ア 被告田中義幸について

受領額 平成16年度ないし平成22年度の7年間

合計367万5000円

イ 被告熊谷操について

受領額 平成23年度ないし平成26年度の4年間

合計210万円

ウ 被告熊谷孝志について

受領額 平成28・29年度の2年間

合計72万円

エ なお、平成27年度については、園原部落に水道代返還金が支払われている。

- (2) 被告ら（被告熊谷孝志を除く）は、下記のとおり、水道代返還金を園原部落の特別会計口座に現金で入金する等の方法により一部を引渡した。

記

ア 被告田中義幸について

・平成16年	300,000円
・平成17年	300,000円
・平成18年 5月23日	165,000円
・平成19年 8月13日	165,000円
・平成20年 7月 4日	165,000円
・平成21年 8月19日	165,000円
・平成22年 6月 7日	165,000円

合 計 1,425,000円

イ 被告熊谷操について

・平成23年 7月 5日	165,000円
・平成24年 6月28日	165,000円
・平成25年 9月 3日	165,000円
・平成26年 6月23日	165,000円

合 計 660,000円

(以上, ア・イにつき, 甲3・4)

(3) 被告らは, 下記のとおり園原部落に対し阿智村から支払われた水道代返還金について, 預り保管しながらも, 上記(2)記載の金額を除いて引き渡さず, これを横領した。

記

ア 被告田中義幸について

367万5000円 - 142万5000円 = 225万円

イ 被告熊谷操について

210万円 - 66万円 = 144万円

ウ 被告熊谷孝志について

72万円

4 結論

よって, 原告は, 被告らに対し, 不法行為による損害賠償として, 被告田中義幸に対しては金225万円, 被告熊谷操に対しては金144万円及び被告熊谷孝志に対しては金72万円, 並びに各金員に対する不法行為の日以降で, 原告が損害及び加害者を知った時から3年以内の日である本訴状送達の日翌日から支払い済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証 拠 方 法

- 1 令和3年8月12日付証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | |
|-----------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 証拠説明書副本 | 1 通 |
| 3 甲号証の写し | 各 1 通 |
| 4 訴訟委任状 | 1 通 |

当 事 者 目 録

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里3592番地4

原 告 園 原 部 落 会
上 記 代 表 者 熊 谷 章 文

〒395-0084 長野県飯田市鈴加町2丁目16番地1

原正治法律事務所（送達場所）

電 話 0 2 6 5 - 5 2 - 2 4 1 6

F A X 0 2 6 5 - 5 2 - 5 3 3 3

上記訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里3530番地イ

被 告 田 中 義 幸

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里3520番地1

被 告 熊 谷 操

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里3520番地1

被 告 熊 谷 孝 志